

参考資料 「放課後子どもプラン」平成19年度概算要求の概要

《基本的考え方》

- 各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、文部科学省と厚生労働省が連携して必要経費を要求。
- 両省の補助金は都道府県で一本化し、実施主体である市町村において、一体的あるいは連携しながら事業を実施。

「放課後子どもプラン」概算要求のポイント ※【】内が概算要求担当省

	放課後子ども教室推進事業（新規） 【文部科学省】	放課後児童健全育成事業 【厚生労働省】
趣旨	<p>▼すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。</p> <p>※平成16年度からの緊急3ヵ年計画「地域子ども教室推進事業」（委託事業）を廃止し、新たに「放課後子ども教室推進事業」（補助事業）を創設</p>	<p>▼共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条2第3項に規定）</p> <p>△放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消等を図るためにソフト及びハード両面での支援措置を講じる。</p>
要求額	137.6億円 ※平成18年度委託事業費比 [71.2億円増]	189.7億円（69.5億円増）
か所数	20,000か所 ※平成18年度委託事業数比 [10,000か所増]	20,000か所（5,900か所増） 原則としてすべての小学校区での実施を目指す
ソフト面	<p>○地域子ども教室推進事業（平成16年度からの緊急3ヵ年計画）の取組を踏まえた事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動等の取組を拡大 <p>○学習支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験・交流活動等に加えて、家庭の経済力等にかかわらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図る 	<p>○基準開設日数（250日）の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準開設日数を281日から弾力化し、それを超えて開所するクラブへの日数に応じた加算措置の実施 <p>○必要な開設日数の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象日数を200日以上から250日以上とし、それ未満は、3年間の経過措置後、補助を廃止 <p>○適正な人数規模への移行促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、分割等を促進
ハード面	○小学校内に設置する際の備品購入費補助（100万円を限度）の創設	○新たに施設を設置する際の創設か所数及び既存施設の改修か所数の増 ○既存の児童館等で新たに実施する際の備品購入費補助（100万円を限度）の創設

「放課後子どもプラン」推進のための連携方策

- 両事業の効率的な運営方法等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置【文部科学省】
- 事業の円滑な実施や一体的な活動を促すコーディネーターを各小学校区レベルに配置【文部科学省】
- 事業毎に実施していた指導者（員）研修を都道府県等において合同で開催【文部科学省・厚生労働省】